

五條市議会第二回六月定例会会議録(第三号)
三 年

令和三年六月二十九日(火曜日)

議事日程(第三号)

令和三年六月二十九日 午前十時開議

- 第一 議第三十五号 五條市立認定こども園設置条例の制定について
議第 四十号 工事請負契約の締結について
議第四十二号 令和三年度五條市一般会計補正予算(第三号)議定について
議第四十三号 令和三年度五條市一般会計補正予算(第四号)議定について
- 第二 議第三十六号 五條市更生支援の推進に関する条例の制定について
議第三十八号 五條市印鑑条例の一部改正について
議第三十九号 市道路線の廃止について
- 第三 同第 六号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第 七号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第 八号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第 九号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第 十号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第 十一号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第 十二号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について
同第 十三号 五條市固定資産評価員の選任について
- 第四 同第 十三号 五條市固定資産評価員の選任について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	藤	吉	山	福	岩	窪	吉	牧	平	養	伊
谷	富	田	口	塚	本		田	野	岡	田	谷
龍	美	雅	耕		佳		雅	清	全	賢	
恵											
雄	子	範	司	実	孝	秀	正	一	司	康	司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長

太

田

好

紀

事務局係長 打集和美
速記者 柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、去る十四日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司）初めに日程第一、議第三十五号、議第四十号、議第四十二号及び議第四十三号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会養田全康委員長。

〔総務文教常任委員長 養田全康登壇〕

○総務文教常任委員長（養田全康）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第三十五号、議第四十号、議第四十二号及び議第四十三号の四議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、六月十四日の本会議において当委員会に付託され、十五日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三十五号 五條市立認定こども園設置条例の制定につきましては、五條市立認定こども園整備基本計画に基づき設置を行うため、本条例を制定しようとするものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、定員についてただしたのに対し、「A園は二百名程度、B園は百名程度、C園は八十名程度と想定している。」との答弁があり、また、委員から、第五条において必要な事項

は、市長及び教育委員会が別に定めるとあるが、定める時期と内容についてただしたのに対し、「今年の秋に園児を募集するため、それまでに保育料や保育時間等、細かな内容については、今までの幼稚園、保育所を参考にしながら決定する予定である。」との答弁があり、また、委員から、認定こども園のコンセプトをただしたのに対し、「コンセプトは、明るく楽しくたくましくとし、園名は公募により、選定理由を地域の宝である本市の子供の未来、夢、希望を園名とした。」との答弁があり、委員から、園児一人当たりの教室の面積をただしたのに対し、「一人当たりの教室の面積は、法律で定められており、基準を守って設定している。」との答弁があり、また、委員から、認定こども園への送り迎えの通園バスの運行についてただしたのに対し、「現在、西吉野幼稚園への通園バスの運行をしているが、西吉野町方面から施設統合される認定こども園への運行については決定していない。」との答弁があり、委員から、保育所への通園バスの運行についてただしたのに対し、「現在、阿太保育所及び二見保育所が閉所し、転園となる際に通園バス及びタクシーを運行している。」との答弁があり、委員から、今後、認定こども園への送り迎えは、まだ決定していないと思うが、保護者の負担という方針であるかについてただしたのに対し、「認定こども園における説明会において、保護者の負担で送り迎えをお願いしますと説明している。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十号 工事請負契約の締結につきましては、（仮称）五條C認定こども園整備改修工事を総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札で、一者から入札書の提出があり、開札の結果、入札金額は消費税抜きで三億一千七百万円、技術評価点百十四・五五点、評価値三十三億四千八百万円であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、入札に参加できる資格のある業者数をただしたのに対し、「公告において、県内に本店を有し建築一式の登録を受け、経営事項審査の建築一式の総合評定値が九百点以上である業者数は二十六者である。」との答弁があり、また、委員から、請負率をただしたのに対し、「九八・三六七パーセントである。」との答弁があり、また、委員から、工事着工時における地元の方への説明についてただしたのに対し、「工事請負契約が御議決いただければ、自治会長を通じ回覧等を行い、また近隣の方には説明させていただく予定である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十二号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入歳出予算及び地方債の補正で、歳入歳出予算については、その総額にそれぞれ一億五百五十七万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百二十六億八千五百三十七万円とするも

ので、歳出予算の主な内容は、地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託料二百九十七万円、コミュニティ助成事業助成金二百四十万円、子育て世帯生活支援特別給付金システム改修業務委託料の追加三百三十万円、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）二千五百八十万円、（仮称）近畿市町村災害復旧相互支援機構設立出資金五十万円、道路補修工事費の追加七千万円等で、歳入予算の内容は、国庫支出金五千七百九十四万一千円、県支出金二百九十七万円、繰入金六十五万九千円、諸収入二百四十万円、市債四千六十万円を追加し、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、地域公共交通利便増進実施計画の策定について、住民の意向調査や計画の周知方法をただしたのに対し、「本市の公共交通に關し、市民一千五百世帯を無作為に抽出しアンケートを実施している。また、計画の周知については、広報五條や市ホームページ等により広く周知してまいる。」との答弁があり、また、委員から、地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託料の目的についてただしたのに対し、「計画策定の目的としては、利便増進による収支の改善、市内交通事業者の永続的な存続及び国・県の財政支援を活用し、市の財政負担の軽減を図ることである。」との答弁があり、委員から、利便増進実施計画の見直しについてただしたのに対し、「現在、新庁舎の開庁に合わせて交通網の再編見直しを検討している。それを踏まえた公共交通の実施計画である利便増進実施計画の策定について、国の認定を受けることができるよう国・県と協議の上進めてまいる。」との答弁がありました。

また、委員から、子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者についてただしたのに対し、「令和三年四月分の児童手当、特別児童扶養手当受給者で、令和三年度の住民税均等割が非課税である方及びそれ以外の対象児童の養育者で、令和三年度の住民税均等割が非課税である方並びに新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計急変し、令和三年度の住民税均等割が非課税者と同様の事情にあると認められる方が対象である。」との答弁があり、委員から、申請は必要であるかをただしたのに対し、「令和三年四月分の児童手当、特別児童扶養手当受給者の方は申請不用であるが、それらの受給者でない対象児童を養育している方並びに公務員の方で支給対象となる方等は申請が必要である。」との答弁があり、また、委員から、対象者数についてただしたのに対し、「五百十六名の児童を想定している。」との答弁がありました。

また、委員から、コミュニティ助成事業助成金の財源についてただしたのに対し、「一般財団法人自治総合センターの助成金である。」との答弁があり、委員から、従来の防犯灯の整備事業と同じ内容であるかをただしたのに対し、「従来の防犯灯の整備事業とは別の助成事業である。」との答弁があり、委員から、補助対象についてただしたのに対し、「百万円以上二百五十万円以内の事業費で、補助対象事業費の十分の十が補助率である。」との答弁があり、また、委員から、対象となる自治会とLEDの防犯灯を何基設置するかをただしたのに対し、「対象は南阿太地区の七つの自治会であり、取替が四十九基及び新設が二十五基である。」との答弁がありました。

また、委員から、（仮称）近畿市町村災害復旧相互支援機構設立出資金五十万円についてただしたのに対し、「支援機構は、八月に近畿の市町村で設立してからの募集となるが、一般財団法人を設立する際の出資金が三百万円と決まっております、六市町が幹事となる。本市も幹事となることから一市町当たり五十万円の出資金である。」との答弁がありました。

また、委員から、道路補修工事費の追加となる市道車谷湯谷市塚線の工事内容等についてただしたのに対し、「車谷町内で、のり面の補修工事を行う。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第四十三号 令和三年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきましては、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算については、その総額にそれぞれ一千六百万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百二十七億六千七百七十万円とするもので、歳出予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金一千六百二十六万円等で、歳入予算の内容は、国庫支出金一千六百三十万円を追加し、歳出との均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の対象者についてただしたのに対し、「対象者は八月末現在、生活支援資金の緊急小口資金、もしくは総合支援資金を合わせて上限額に達した貸付けが利用できない方である。」との答弁があり、委員から、申請は必要であるかをただしたのに対し、「申請は必要であり、収入、資産、求職活動等の要件の審査を行い決定する。」との答弁があり、また、委員から、支給限度額をただしたのに対し、「単身世帯は月額六万円、二世帯は月額八万円、三人以上世帯は月額十万円であり、支給期間は七月以降の申請月から三カ月である。ただし、申請受付は八月末までである。」との答弁があり、また、委員から、現在の利用状況についてただしたのに対し、「令和二年、令和三年の合計で、生活支援資金の緊急小口資金が百六十五件で約三千二百万円であり、また、総合支援資金が二百二十一件で約一億一千九百万円である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十四日に行いました議案審議において既に終了いたしましたのであります。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより、議第三十五号、議第四十号、議第四十二号及び議第四十三号の四議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本四議案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第二、議第三十六号、議第三十八号及び議第三十九号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会吉

田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、議第三十六号、議第三十八号及び議第三十九号の三議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、六月十四日の本会議において当委員会に付託され、十六日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決いたしましたものであります。

初めに、議第三十六号 五條市更生支援の推進に関する条例の制定につきましては、罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進及び共生のまちづくりを推進し、更生を志す者を含む全ての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、条例の制定を行うものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、条例の制定に至った経緯をただしたのに対し、「再犯の防止等の推進に関する法律が平成二十八年十二月十四日に公布、施行されたが、その中で国は、再犯の防止に関する施策を総合的に策定し、実施する責務があるとき

れるとともに、市町村においても、再犯防止に関し地域に応じた施策を策定し実施する責務があり、地方再犯防止推進計画を定めることが努力義務とされている。また県において、奈良県更生支援の推進に関する条例を令和二年四月一日に施行し、それに基づき同年七月に、一般財団法人かがやきホームが設立され、罪に問われた者等の社会復帰を支援しており、本市も刑務所からの出所者の、雇用先の所在地及び住所地の自治体として、当該事業に積極的に協力している。本市でもこれらの事業に協力する中で、法律が策定を努力義務とする地方再犯防止推進計画と位置づけられるものとして、新たな条例を制定することに至ったものである。」との答弁があり、また、委員から、更生支援の事業が市民の理解を得られず、反対するという意見書が提出されていることについての市の考えをただしたのに対し、「大塔町で、令和二年六月から八月に説明会を実施し、現在は、更生支援の事業に関しての反対意見はないと考えている。」との答弁があり、委員から、何かが起こったときの市の対応についてただしたのに対し、「五條警察署と連携の下、宇井、阪本及び野迫川の駐在所三方所が、すぐに警察官を派遣できる体制としている。また、本条例は大塔町だけを対象とするのではなく、全ての地域を対象としており、罪に問われた者等の困りごとに対する支援を行っていく条例である。県が設立主体である一般財団法人かがやきホームの事業に対して、本市は協力をしているものであり、本事業について地域の方への説明は、本市も協力しつつ、かがやきホームが対応するのが基本と考えている。」との答弁があり、また、委員から、県内で同様の条例を制定している自治体についてただしたのに対し、「奈良県が令和二年四月一日から、また、奈良市が令和三年四月一日からそれぞれ施行している。」との答弁があり、委員から、県が奈良県更生支援の推進に関する条例を制定しているが、本市独自の条例制定の必要性についてただしたのに対し、「法律により、地方再犯防止推進計画を定めることが地方自治体の努力義務とされている。全国で本市が四例目となるが、罪に問われた者等が個々に抱える実情に応じた課題に対して、保護司会及び更生保護女性会を含めた民間のあらゆる団体が、共通の目的を持って協働して取り組んでいくために、基本理念を共有することが最も重要であり、それを形にした条例が必要である。」との答弁があり、また、委員から、条例を制定する時期が早いことについてただしたのに対し、「法律に基づいて早く条例を制定することにより、社会の秩序が守られ安全で安心して暮らすことができ、保護司会及び更生保護女性会も全面的に協力することで進んでいる。」との答弁があり、また、委員から、再犯防止に向けての取組が、市民の安全につながることに関する記載箇所についてただしたのに対し、「第二条第二号の更生支援の定義として、罪に問われた者等が円滑に社会復帰することができるようにするための措置又は活動をいう、と記載されている。また、再犯防止という表現を使わずに、罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進という表現によって同様の意味を表しており、それにより全ての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与していくという趣旨の条例である。また、第十四条において、この条例の施行に関し

必要な事項は、市長が別に定めるとなっており、それを踏まえて対応していきたい。」との答弁があり、また、委員から、保護司会及び更生保護女性会並びに協力雇用主に対しメリット等の提示についてただしたのに対し、「保護司会及び更生保護女性会については、市から補助金を支出しており、保護司会が、平成二十六年六月から運営する更生保護サポートセンター・五條において、罪を犯した方々への相談支援を行っており、そのための場所を提供している。また、協力雇用主については、国、県等で様々な支援策が実施されており、今後、市としても条例制定後に住居の支援等について検討していきたいと考えている。」との答弁があり、各委員から様々な意見がでてきたことにより、意見調整のため暫時休憩し、再開後改めて、委員から、第十四条において必要な事項は市長が別に定めるという中に、各委員の意見を反映していたきたいとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十八号 五條市印鑑条例の一部改正につきましては、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、多機能端末機によって取得できる証明書の種類についてただしたのに対し、「住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、課税証明書の六点である。」との答弁があり、委員から、マイナンバーカードの取得者数及び交付率をただしたのに対し、「令和三年五月末現在の取得者数は、九千八百四十七人であり、また、交付率は、令和二年一月一日を基準日として三二・七一パーセントである。」との答弁があり、また、委員から、証明書の交付手数料と交付可能な時間をただしたのに対し、「交付手数料は、市役所窓口と同額であり、交付可能な時間は、午前六時三十分から午後十一時までである。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十九号 市道路線の廃止につきましては、近傍路線が整備され一般交通に供する必要がなくなったため、市道大野新田六号線を廃止するものであるとの当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十四日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第三十六号、議第三十八号及び議第三十九号の三議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本三議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本三議案は原案のとおり可決されました。

○議長（山口耕司）次に日程第三、同第六号から同第十二号までの七議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）同第六号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第 七号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第 八号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第 九号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第 十号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第十一号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

同第十二号 五條市政治倫理審査会委員の委嘱について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第六号から同第十二号までの七議案につきまして、いずれも五條市政治倫理審査会委員の委嘱についてでありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

五條市政治倫理審査会委員七名の任期が令和三年九月三十日をもって満了するため、その後任を委嘱するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

お手元の名簿を御覧いただきたいと思っております。

同第六号は、石田榮仁郎氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は近畿大学名誉教授で、現在弁護士をされており、本市の情報公開審査会及び個人情報保護審議会の会長を務めていただいております。

次に、同第七号は、河田智樹氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は、立命館大学講師で、弁護士をされております。

以上のお二人は、政治倫理の審査に関して専門的知識を有しておられます。

次に、同第八号は、辻 信彦氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は、本市の元職員であり、地方自治、行政事務に精通しております。

次に、同第九号は、間林耕司氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は、司法書士で、本市の公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております、行政事務にも精通しております。

次に、同第十号は、岡 伸子氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は、自営で農業をされており、広い見識を持ち、女性の視点から御活躍いただける方です。

次に、同第十一号は、新たに福谷健夫氏をお願いいたしたく存じます。

同氏は、長年にわたり奈良県職員として行政事務全般に豊富な知見を有し、特に本市の主要な産業である農林業に精通しております。

次に、同第十二号は、平山邦男氏の再任をお願いいたしたく存じます。

同氏は、元会社役員で、広い見識を有しております。

以上、五人は本市の選挙権を有しておられる方々であります。

今回、選任同意をお願いいたしました七人の方々は、人格、見識共に高く、広く社会の実情に通じ公平、公正な判断を必要とする政治倫理審査会の委員として適任であると考えております。

なお、任期は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの二年間でございます。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本七議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本七議案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本七議案は原案のとおり同意されました。

○議長（山口耕司）次に日程第四、同第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（平田耕一）同第十三号 五條市固定資産評価員の選任について。

○議長（山口耕司）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第十三号 五條市固定資産評価員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員の檜内成吉氏が、本年三月三十一日をもって退任されたため、その後任を選任するに当たり、地方税法第四百四条の規定に基づき、議会の同意を求めるところであります。

お手元の名簿を御覧ください。

後任として、五條市副市長の人見達哉氏の選任をお願いいたしたく存じます。

人見副市長は行政経験が豊富で、固定資産評価員として適任者であります。

議員各位には、御理解をいただきまして、御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山口耕司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（山口耕司）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出
一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よつて申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（山口耕司） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は三十日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたしたいと思いましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司） 御異議なしと認めます。よつて本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、五條市立認定こども園設置条例の制定をはじめ、重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り厚く御礼を申し上げます。理事者各位には事務事業の執行に際し本会議並びに各常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分に尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。

以上で、閉会の挨拶いたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） 令和三年第二回六月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました一般会計補正予算をはじめ、全議案について、慎重審議の上、原案のとおり御議決をいただき、心からお礼を申し上げます。

議員各位より賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後の市政運営全般に生かしてまいりたいと考えております。

さて、十都道府県に発令されていた緊急事態宣言が、沖縄県を除き六月二十日をもって解除され、七都道府県がまん延防止等重点措置に移行されました。

しかし、緊急事態宣言解除後に、新型コロナウイルス感染の再拡大が不安視されることから、引き続き感染拡大防止対策を講じていく必要

があります。

本市では、奈良県から医師の派遣をいただき、昨日、シダーアリーナにおいて、新型コロナウイルスワクチンの大規模集団接種を実施いたしました。

今後、さらに七月中に五日間、集団接種を行うことになっております。

これにより、六十五歳以上で七月末までにワクチン接種を希望される全ての方は、二回の接種が完了することとなります。

また、六十歳から六十四歳の方へのワクチン接種の予約も開始しており、今後、対象年齢を引き下げ、ワクチンの接種を進めてまいりますので、皆様には御協力、また御理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位には時節柄一層御自愛いただき、市民福祉向上のため、御精励をいただきますようお願い申し上げ、閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山口耕司） これをもちまして、令和三年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午前十時三十五分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 山口耕司

署名議員 窪佳秀

署名議員 岩本孝

署名議員 福塚実